

# 新潟市森林整備計画書

計画期間

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 17 年 3 月 31 日

( 令和 7 年 4 月 1 日樹立 )

新潟県新潟市

# 目次

## I. 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1. 計画の対象とする森林	1
2. 新潟市の森林整備の現状と課題	1
3. 森林整備の基本方針	4
4. 森林整備の合理化に関する基本方針	6

## II. 森林の整備に関する事項

### 第1 伐採(主伐)に関する事項

1. 主伐に関する基本的事項	7
2. 樹種別の標準伐期齢	7
3. 伐採(主伐)の標準的な方法	8
4. その他必要な事項	9

### 第2 造林に関する事項

1. 造林に関する基本的事項	10
2. 人工造林に関する事項	10
3. 天然更新に関する事項	12
4. 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	15
5. その他必要な事項	15

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法

#### その他間伐及び保育の基準

1. 保育及び間伐に関する基本的事項	16
2. 保育の種類別の標準的な方法	16
3. 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	17
4. その他保育及び間伐の基準	18

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1. 公益的機能別施業森林の区域及び	
当該区域内における施業の方法 .....	22
2. 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び	
当該区域内における森林施業の方法.....	23
第5 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進に関する事項	
1. 制度に関する基本的な考え方 .....	24
2. 意向調査や経営管理権の設定対象となる森林の考え方.....	24
3. 経営管理実施権設定の考え方.....	24
4. 市町村森林経営管理事業の考え方 .....	25
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1. 森林経営の集約化の促進方針.....	26
2. 森林施業等の集約化の促進方策 .....	26
3. 森林の施業または経営の受委託を実施する上で留意すべき事項.....	26
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1. 作業路網の整備に関する基本的事項.....	27
2. 林道及び林業専用道に関する事項 .....	27
3. 森林作業道に関する事項.....	28
第8 その他必要な事項	
1. 林産物の利用促進に関する事項 .....	29

### Ⅲ. 森林の保護に関する事項

1. 森林病虫害の駆除または予防の方法等.....	30
2. 鳥獣害の防止に関する事項.....	31
3. 森林火災の予防の方法 .....	31
4. 火入れを実施する場合の留意事項 .....	31
5. 伐採を促進すべき森林の所在 .....	31

## IV. 森林の保健機能の増進に関する事項

1. 保健機能森林の区域 .....	32
--------------------	----

## V. その他森林の整備のために必要な事項

1. 森林経営計画の作成に関する事項 .....	33
2. 森林の総合利用の推進に関する事項 .....	33
3. 住民参加による森林整備の推進に関する事項 .....	33
4. 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 .....	34
5. その他必要な事項 .....	34

## VI. 別表・参考資料

【別表1】公益的機能別施業森林の種類別の区域 .....	35
【別表2】木材生産林の区域 .....	37
【別表3】森林経営計画（区域計画）に対応した区域 .....	38

【付図1】（計画対象区域、ゾーニング区分）

【付図2】（森林経営計画（区域計画）に対応した区域）

# I. 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1. 計画の対象とする森林

本計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に基づき新潟市長が本市の民有林を対象として策定する森林の整備と保全に関する計画です。

計画期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間とします。次項で示す森林面積等については、令和5年度末の数値とします。

## 2. 新潟市の森林整備の現状と課題

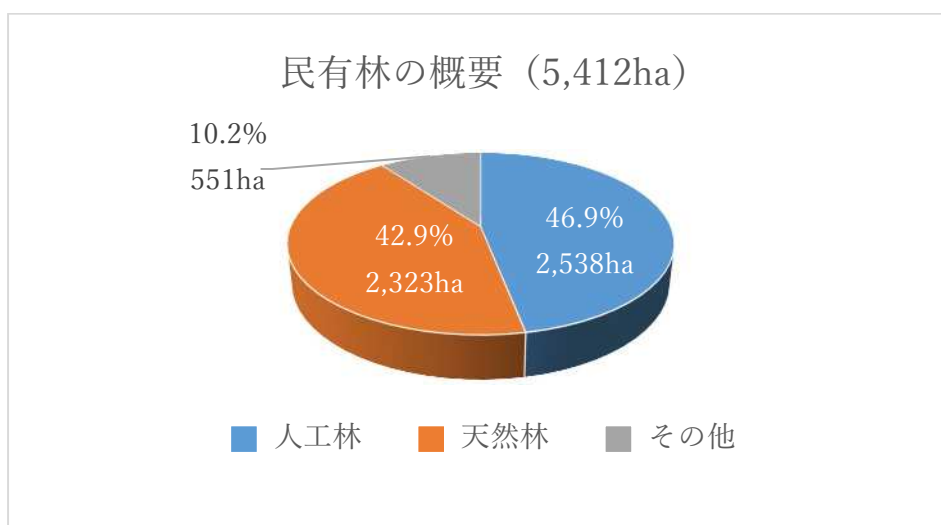
本市の総面積は72,619haでそのうち森林面積は5,412ha、林野率は7.5%です。

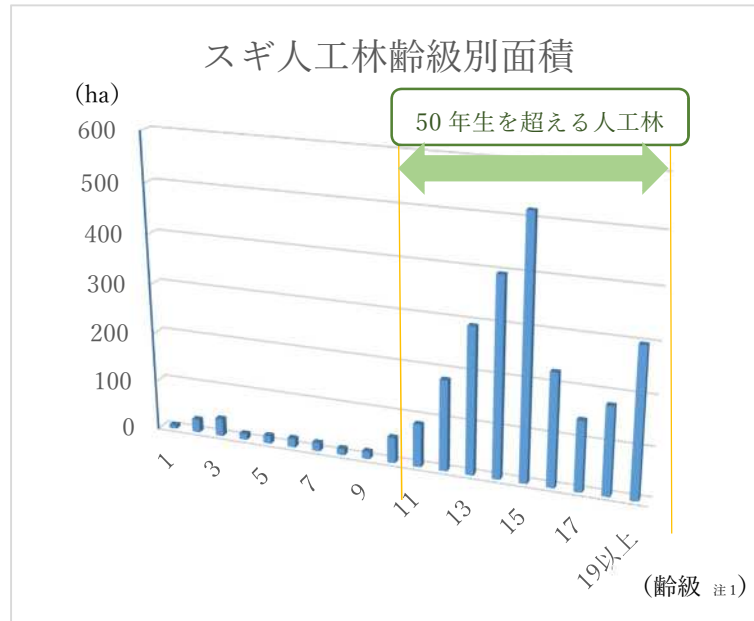
森林面積のすべてが民有林であり、そのうち人工林は2,538ha、民有林面積に占める人工林の割合は46.9%となっており、県平均の24.9%および下越地区平均の30.1%よりも高い状況です。

人工林のうち92%が一般的な主伐期である50年生を超えており、森林資源は充実しています。一方、40年生までの若齢林は約6%であり、将来、バランスのとれた年齢級<sup>(注1)</sup>構成を実現するために不可欠な若齢級の森林が少ない状態です。

■表 土地面積及び林野面積

市域面積 ①	林野面積 ②	国有林		林野率 ③/①*100
		国有林	民有林	
72,619	5,412		5,412	7.45%





注1 齢級：林齢を5年の幅でくくった単位。  
 苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1 齢級」と数える

## ■ 各区森林の特徴

森林は主に、西蒲区の角田山・多宝山（佐渡弥彦米山国定公園）が3,254ha、秋葉区の里山が1,459ha、日本海沿いの飛砂防備機能を有する海岸保安林が620haです。

西蒲区の森林のうち、人工林1,382haは50年生以上のスギが多くを占め、天然林1,554haは、急峻な海側北西斜面の広葉樹林帯等の林分となっており、ほかに竹林等321haがあります。

秋葉区の森林は、人工林623ha、天然林715ha、竹林等120haとなっています。人工林のほとんどがスギの単層林であり、天然林はコナラ二次林とアカマツが主体となっています。

昭和40年頃から安い外材の影響によって国産木材価格が低迷し、その結果、林業経営者の意欲低下や後継者不足が生じて、両区の木材生産業は停滞が続いています。加えて、森林所有者の高齢化や不在地主の増加等により、森林の保育・間伐等の作業が適正に実施されていないことが課題となっており、守り育てるべき人工林の荒廃が進むことで、水源のかん養や地球温暖化防止対策などの森林の持つ多面的機能の喪失が懸念されています。

森林を健全な状態で維持管理するためには、林業生産活動の活性化が欠かせません。森林所有者の理解・協力を得ながら、森林施業の集約化を進めるとともに、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環を促進し、地域材の活用に努める必要があります。

なお、一定の林齢に達している森林においては、伐期の長期化を進めるとともに、針葉樹を中心とした造林から転換し、市民のさまざまなニーズに応じた多様な森林づくりを行っていくことが求められています。

また、本市の特徴的な景観とも言える、新潟東港から角田山麓まで続く58.6kmの海岸に連なる森林は、飛砂防備等の機能を有する保安林となっています。また、北区には保健保安林を有する「海辺の森」があります。

このうち、阿賀野川から信濃川までの約5kmの間は新潟空港が海岸に隣接していることもあり、海岸部に森林はほとんどありません。

本市の海岸砂丘地の歴史は、冬の厳しい季節風による飛砂との闘いの歴史とも言えます。飛砂は、農作物に被害を与えただけでなく、数度の集落移転の被害をもたらしました。そうした背景から、簾立てによる砂防提づくりや砂の動きを防止するためにグミ等を植付けるなど、砂丘の安定化をはかる施業が行われてきました。クロマツの植栽による砂防林の事業は、新潟町や寄居村が長岡藩領から江戸幕府直轄地になってからも継続され、明治の後期には市内の小学生による植栽や手入れが始まり、昭和初年まで毎年実施されました。

海岸保安林は、こうして市民から大切にされてきましたが、燃料革命により薪や松葉の利用からガス・石油へと燃料が移行したことによって、森は市民にとって遠い存在となり、人の手が入らない松林は、落葉樹等の小灌木しょうかんぼくが繁茂し見通しが悪く、不法投棄や防犯等が課題となっています。

一方、一部の里山や海岸保安林では、豊かな森をはぐくみ後世に引き継ぐため、地域住民を主体としたボランティア団体によって森林整備活動が行われています。

また、近年の異常な猛暑や少雨の影響を受け、一時、松くい虫被害の激害化が見られたところですが、無人ヘリによる予防対策や、春先に被害が発生する「年越し枯れ」の松も含めた被害木の発見と駆除対策を徹底し、被害の減少に努めています。

■表 保有山林面積別の林家数

(戸)

合計	～3ha未満	3～5ha未満	5～10ha未満	10～20ha未満	20～100ha 未満	100ha以上
10	3	1	2	3		1

(出典：2020農林業センサス確報)



左から多宝山、角田山



西蒲区の杉林

### 3. 森林整備の基本方針

森林整備の推進にあたっては、新潟県地域森林計画において定められている機能に応じた整備・保全を行うこととします。

本市の森林においては、前記2の現状と課題をふまえ、森林の有する8つの機能を将来にわたり継続させるため下表のとおり位置づけ、その区分に応じた適切な森林施業を推進することで、健全で活力ある森林を目指すこととします。

また、公益的機能を重視する森林にあっては、森林所有者による整備だけでなく、住民やボランティア団体等との協働の取組みによる森林整備を推進することとします。

No.	機能の種類	ゾーニング区分		主な働き・望ましい森林の状態
1	安心・安全な暮らしを守る ～水源涵養機能	公益的機能別 施業森林	「水土保全林」	<p>【主な働き】</p> <p>土壌への降水や融雪水の浸透を促進することなどにより、ピーク流量を低減して洪水を調整するとともに濁水を緩和する働き</p> <p>【望ましい森林の状態】</p> <p>下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有している</p>
2	安心・安全な暮らしを守る ～山地災害防止 ／土壌保全機能			<p>【主な働き】</p> <p>自然現象等による山地災害の発生を防止する働き</p> <p>【望ましい森林の状態】</p> <p>下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達した土壌を保持している</p>
3	快適な暮らしを提供する ～快適環境形成機能		「人との共生林」	<p>【主な働き】</p> <p>自然現象等による飛砂、潮害等を防止するとともに、風や騒音などの調節、大気の浄化など、快適な生活環境を保全・形成する働き</p> <p>【望ましい森林の状態】</p> <p>樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力等が高く、諸被害に対する抵抗性が高い</p>



4	<p>快適な暮らしを提供する ～保健・レクリエーション機能</p>		<p>「人との共生林」</p>	<p>【主な働き】 森林とのふれあいを通じて、憩いや学びの場を提供する働き</p> <p>【望ましい森林の状態】 多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している</p>
5	<p>地域の歴史・文化を支える ～文化機能</p>	<p>公益的機能別施業森林</p>	<p>「地域遺産林」</p>	<p>【主な働き】 森林の景観等を通じて、歴史、文化、学術等の振興に寄与する働き</p> <p>【望ましい森林の状態】 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を有している</p>
6	<p>すべての生きものを支える ～生物多様性保全機能</p>			<p>【主な働き】 森林生態系を構成する多様な生物の生育・生息の場を提供する働きで、全ての森林が有する</p> <p>【望ましい森林の状態】 多様な生物が生育・生息できる、安定した森林生態系が形成されている</p>
7	<p>水や空気を提供する ～地球環境保全機能</p>			<p>【主な働き】 二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等が保たれることによって発揮される働きで、全ての森林が有する</p> <p>【望ましい森林の状態】 市域を超えた広範囲にわたる森林の働きにより、気象・気候等の良好な環境が維持されている</p>

8	低炭素社会を実現する ～木材等生産機能	木材の生産機能の 維持増進を図る森林 「木材生産林」	<p>【主な働き】</p> <p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する働き</p> <p>【望ましい森林の状態】</p> <p>林木の生育に適した土壌を有し、木材等として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が比較的高い</p>
---	------------------------	----------------------------------	--

#### 4. 森林整備の合理化に関する基本方針

本市においては森林所有者の大半を零細所有者が占めており、現在の林業業界の動向から考えると、各森林所有者が個別に森林経営にあたることは、作業効率や収益性の面から課題が多いため、木材生産に適した森林にあつては、原則として森林経営の集約化<sup>(注1)</sup>を促進することとします。

また、森林GIS機能を含む林地台帳システム、航空レーザー計測及び森林資源解析の成果を有効かつ効率的に活用することで、森林経営を側面から支援していきます。

注1 特定の者が複数の森林所有者を取りまとめ、所有界を越えて面的な森林施業または森林経営を効率的に実施することをいう。

## II. 森林の整備に関する事項

### ■ 第1 伐採(主伐)に関する事項

#### 1. 主伐に関する基本的事項

主伐については、更新<sup>(注1)</sup>を伴う伐採であり、その方法については特に注意を必要とします。

主伐にあたっては、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとします。

特に、伐採後の更新を天然下種更新<sup>(注2)</sup>による場合には、前生稚樹の生育状況、母樹<sup>(注3)</sup>となる木の保存、種子の結実周期等を考慮し、萌芽更新<sup>(注4)</sup>による場合には伐採樹種、林齢、伐採時期を考慮するものとします。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認したうえで配置の計画や施工を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとします。

自然条件が劣悪なため更新の確保が困難と予想される森林にあつては、主伐を見合わせるか、伐採方法を択伐によるものとします。

また、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の植栽及び保育等を推進することとします。

さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進することとします。

注1 更新：伐採により生じた無立木地（伐採跡地）が再び立木地になること

注2 天然下種更新：天然に散布した種により後継の森林を育成する方法

注3 母樹：優良な形質を持った種子や穂木などを採取する樹木

注4 萌芽更新：材木を伐採した後の株から発生するぼう芽を成長させて林を更新する方法

#### 2. 樹種別の標準伐期齢

主要樹種別の標準伐期齢<sup>(注1)</sup>を下表のとおりとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとします。

標準伐期齢					
スギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他の 針葉樹	用材林 広葉樹 <sup>(注2)</sup>	その他の 広葉樹 <sup>(注3)</sup>
45年	40年	40年	60年	70年	20年

なお、標準伐期齢は地域における標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定められるものですが、その林齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

注1 標準伐期齢：平均成長量が最大となる林齢の目安

注2 用材林広葉樹：主に製材、合板用材等に利用される広葉樹

注3 その他の広葉樹：主に薪炭材、食用きのこ原木等に利用される広葉樹

### 3. 伐採（主伐）の標準的な方法

---

主伐の標準的な方法は、以下のとおりとします。

#### (1) 皆伐

主伐のうち択伐以外のものをいいます。皆伐は、傾斜が急なところ、風害・雪害・潮害等の気象害があるところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとします。

公益的機能の発揮及び森林生産力の維持増進に考慮して伐採箇所の分散に努め、1箇所あたりの伐採面積を適切な規模におさえるとともに、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅の森林を確保するものとします。

溪流周辺や尾根筋等をはじめ、気象害やなだれの防止、風致の維持及び生物多様性の保全のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設けることとします。

伐採後の更新を天然下種更新による場合には、種子の供給を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮するとともに、前生稚樹による更新を期待するために、刈り出して稚樹の成長を促進する等の施業を実施するものとします。

伐採後の更新を萌芽更新による場合には、優良な萌芽を発生させるため、樹木が成長を休止する10月から3月の間に伐採を実施し、芽かきで優良な萌芽を残します。

#### (2) 択伐

択伐は主伐の一種で、森林内の成熟木を計画的に繰り返し抜き伐りする方法です。単木または帯状・群状を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合になるように伐採を行うものであり、材積による伐採率が30%以下（伐採後の更新を植栽による場合には40%以下）となるようにします。

単木的な択伐を実施する場合には、下層木に十分な光が当たり、かつ森林資源を枯渇させることのないよう、適正な材積伐採率と繰り返し期間をおいて実施するものとします。

なお、帯状の択伐を実施する場合には伐採の幅を10m未満とし、群状の択伐を実施する場合には1スポットあたりの伐採面積を0.05ha未満に抑えることとします。

#### (3) 集材

土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮するため、集材路<sup>(注1)</sup>の設置等について、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和5年3月31日一部改正4林整整第924号林野庁通知）を踏まえ、現地に適した作業方法により行うこととします。

注1 集材路：立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設（森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道は、森林作業道として集材路と区別する）

#### 4. その他必要な事項

---

市長は、森林法第10条の9に基づき、森林所有者等から提出された伐採届の内容が上記の方法に合致していないときは、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更するよう命ずることができるものとします。

## ■ 第2 造林に関する事項

### 1. 造林に関する基本的事項

---

造林については、裸地状態を早期に解消することを目的に行うものであり、その方法は人工造林または天然更新によるものとします。

しかし、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。

伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木<sup>(注1)</sup>の植栽、広葉樹の導入等に努めることとします。

なお、花粉の少ない苗木の選定については、成長に優れた特定苗木<sup>(注2)</sup>の増加に努めることとします。

注1 花粉の少ない苗木：花粉の少ない品種（無花粉・少花粉・低花粉・特定母樹）から採取された種子や穂木から育成された苗木。スギ花粉発生源対策推進方針（令和6年4月改正）で定義された

注2 特定苗木：農林水産大臣から指定を受けた成長や材の剛性等の特性が特に優れた「特定母樹」から採取された種子や穂木から育成された苗木

### 2. 人工造林に関する事項

---

人工造林は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から伐採後早期に更新を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

人工造林にあたっては、適地適木を旨とし、郷土樹種<sup>(注1)</sup>など現地の自然条件に適合するとともに木材需要にも配慮した樹種、花粉の少ない苗木の選定、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入等、技術的合理性に基づいた効率的な作業システムの導入に努めることとします。ただし、低密度植栽による場合には、確実な更新が図られることはもとより、保安林にあつては、指定施業要件に定める本数以上とします。

人工造林をすべき期間は、森林の有する公益的機能の早期回復及び森林資源の維持造成を図るため、皆伐による場合または植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を主伐する場合は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による場合は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。

人工造林の対象樹種、標準的な植栽本数及び植栽方法については、下表を標準とし確実に更新が見込まれる本数とします。定められた樹種及び標準的な植栽本数の範囲を越えて植栽しようとする場合は、新潟県林業普及指導員又は本市農林政策課とも相談の上、適切な樹種・本数を判断するものとします。

注1 郷土樹種：その土地にもともと生育している樹種

樹種	標準的な植栽本数	備考
スギ	2,000～2,500本/ha	
アカマツ、クロマツ	4,900～6,400本/ha	海岸林造成の場合
	2,000～2,500本/ha	上記以外
カラマツ	2,000本/ha	
ヒノキ、ヒノキアスナロ	2,000～2,500本/ha	
キリ	200～300本/ha	
ブナ、ケヤキ、ナラ類、カエデ類	2,500～3,000本/ha	

その他、植栽にあたっての標準的な方法は次のとおりとします。

区分	標準的な方法
じごしら 地 拵 えの方法	全刈筋置きを原則としますが、傾斜が30度以上の急傾斜地においては、等高線沿いの筋刈り（筋状地拵え）とし、林地の保全に努めます。 積雪の移動が植栽木に損傷を与えることが予想される場合は、階段切り付けを行います。
植え付けの方法	下刈り等の保育作業の効率を考え、全刈地拵えの場合は正方形植えを標準とします。筋状地拵えの場合は、等高線に沿ってできるだけ筋を通して植え付けます。
植え付けの時期	春は雪消えが遅く植え付け適期が短いことから、秋植えを標準とします。降雪まで3週間以上の期間をとれる時期に植え付けます。

なお、スギの造林適地は傾斜25度以下で最深積雪2.0m以下です。ただし、傾斜25度以下で積雪が2.0m以上の区域では雪が多くなるほど生育条件（地位<sup>(注1)</sup>）が要求されます。また、20年生までに植栽木の樹高が平均最深積雪の2.5倍に達することが見込めない土地や、傾斜が35度以上の土地にあっては、雪害のため標準的な人工造林の方法による更新は困難です。このような土地において人工造林を行うことは、極力避けることとします。

注1 地位：樹高の計測により特定される林地の生産力を示す指数

### 3. 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の状況、母樹の存在等の森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件及び林業技術体系からみて、天然力の活用により適確な更新が図られることが確実な森林において行うこととします。

天然更新には、主に根株からの更新を期待する萌芽更新と、主に実生（種子から発芽した幼稚樹）による更新を期待する天然下種更新があります。

更新の方法を天然更新とする場合は、現地の状況を継続的に観察し、必要に応じて天然更新補助作業を行います。天然更新補助作業の標準的な方法は、下表のとおりです。

■表 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	対象	標準的な方法
芽かき	萌芽更新	萌芽枝の成長に優劣が出てくる6～8年目頃に、最初の整理を行います。萌芽枝は「根萌芽 <sup>(注1)</sup> 」を中心に発生位置の低い形質の良い優勢なものを残し、1株あたり4本以内、haあたり5,000～6,000本を目標にします。
かき起こし (地表処理)	天然下種 更新	ササの繁茂や枝葉の堆積により更新が阻害されている箇所について重機等により堆積物の除去及び地表のかき起こしを行います。更新対象樹種の趣旨が接地・発芽できる環境を整え、稚樹の定着を促進します。
刈り出し	共通	ササなどの下層植生によって天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲を刈り払い、稚樹の成長を促進します。
植え込み (補植)	共通	更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植栽を行います。

天然更新をすべき期間は、森林の有する公益的機能の早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までとします。

天然更新完了基準については、「新潟県天然更新完了基準書」及び「新潟県天然更新完了基準解説書」に基づき、次頁の表のとおりと定め、適切に更新完了の判断を行うとともに、必要に応じて天然更新補助作業を行うこととします。



■表 天然更新完了基準

区分	内容
更新対象地	①伐採及び伐採後の造林の届出書において天然更新を計画した伐採跡地 ②森林経営計画において天然更新を実施予定とする伐採跡地 ③その他天然更新による更新の完了を判定する必要がある伐採跡地等
確認時期	更新対象地の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに現地確認により更新の完了判定を行います。 天然更新をすべき期間が満了した日において、更新の完了判定を満たさなかった場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業または植栽（人工造林）の実施を指導し、再度、更新調査等により更新の完了判定を行います。
更新樹種	将来、林冠を構成する高木性樹種（「次頁天然更新の対象とする樹種」参照）
完了判定	周辺の植生の高さを超える更新樹種の成立本数が3,000本／ha（立木度 <sup>（注2）</sup> 3）以上

注1 根萌芽：萌芽枝のうち根より発生したもの

注2 立木度：期待成立本数に対する現在の成立本数を百分率で表した値

天然更新の対象とする樹種については、下表を標準とします。

主な更新樹種

出現頻度	落葉広葉樹						常緑広葉樹			針葉樹		
	樹種名	科名	萌芽能力	樹種名	科名	萌芽能力	樹種名	科名	萌芽能力	樹種名	科名	萌芽能力
高	アオダモ (別名:コバノハナジ)	モクセイ科	○	コナラ	ブナ科	○				アカマツ	マツ科	
	アオハダ	モチノキ科	○	コハウチワカエデ (別名:イタヤカエデ)	ムクロジ科	○				スギ	スギ科	
	アズキナシ	バラ科		タムシバ	モクレン科							
	イタヤカエデ (別名:イタヤカエデ, ヲシロノ木, ヲシロノ木)	ムクロジ科	○	ナナカマド	バラ科	○						
	ウリハダカエデ	ムクロジ科	○	ハウチワカエデ	ムクロジ科	○						
	ウワミズザクラ	バラ科	○	ブナ	ブナ科	×						
	オニグルミ	クルミ科	○	ホオノキ	モクレン科	○						
	カスミザクラ	バラ科	○	ミズキ	ミズキ科	×						
	キハダ	ミカン科	×	ミズナラ	ブナ科	○						
	クリ	ブナ科	○	ヤマゴウ	クワ科							
ケヤキ	ニレ科	○	ヤマボウシ	ミズキ科								
コシアブラ	ウコギ科	×	ヤマモミジ	ムクロジ科								
中	アカシデ	カバノキ科	×	サワシバ	カバノキ科		ウラジロガシ	ブナ科	○	オオシラビソ	マツ科	
	アカメガシワ	トウダイグサ科		シナノキ	シナノキ科	○	シロダモ	クスノキ科	○	カヤ	イチイ科	
	アワブキ	アワブキ科	○	タカノツメ	ウコギ科	×	ソヨゴ	モチノキ科	○	カラマツ	マツ科	
	イヌザクラ	バラ科		ダケカンバ	カバノキ科	×	タブノキ	クスノキ科		キタゴヨウ (別名:ヒノキ)	マツ科	
	イヌシデ	カバノキ科	○	テツカエデ	ムクロジ科		ヤブツバキ	ツバキ科	○	ヒノキ	ヒノキ科	
	ウダイカンバ	カバノキ科	×	トチノキ	トチノキ科	×				ヒノキアスナロ	ヒノキ科	
	エゾエノキ	ニレ科		トネリコ	モクセイ科							
	エゾヤマザクラ (別名:エゾヤマザクラ)	バラ科	○	ナツツバキ	ツバキ科	○						
	エノキ	ニレ科	○	ナラガシワ	ブナ科							
	オオバボダイジュ	シナノキ科		ニガキ	ニガキ科							
	カラスザンショウ	ミカン科		ネムノキ	マメ科							
	キタコブシ	モクレン科		ハクウンボク	エゴノキ科							
	キリ	ゴマノハグサ科		ハリギリ	ウコギ科	○						
	クヌギ	ブナ科	○	ハンノキ	カバノキ科	×						
	クマシデ	カバノキ科	×	ヒツバカエデ	ムクロジ科							
	クマノミズキ	ミズキ科		ミズメ (別名:ミズメ)	カバノキ科	×						
	ケヤマハンノキ (別名:ヤマハンノキ)	カバノキ科		ヤマザクラ	バラ科							
	ケンボナシ	クロウメモドキ科		ヤマトアオダモ	モクセイ科							
サワグルミ	クルミ科		ヤマナラシ	ヤナギ科	○							
低	アベマキ	ブナ科		シウリザクラ	バラ科	○	アカガシ	ブナ科	○	イチイ	イチイ科	
	イイギリ	イイギリ科		シラカンバ	カバノキ科	×	スダジイ	ブナ科	○	クロマツ	マツ科	
	イヌエンジュ	マメ科		シロヤナギ	ヤナギ科		モチノキ	モチノキ科		コメツガ	マツ科	
	ウラジロノキ	バラ科		ネコシデ (別名:カサノコ)	カバノキ科		ヤマグルマ	ヤマグルマ科		サワラ	ヒノキ科	
	エンジュ	マメ科		ハリエンジュ (別名:ニシキ)	マメ科	○				ネズコ	ヒノキ科	
	オオイタヤメイゲツ	ムクロジ科		ハルニレ	ニレ科	○				ネズミサシ (別名:ネズ)	ヒノキ科	
	オノエヤナギ	ヤナギ科		ヒノウチワカエデ	ムクロジ科					モミ	マツ科	
	オヒョウ	ニレ科	○	メグスリノキ	ムクロジ科							
	カシワ	ブナ科	○	ヤシヤブシ (別名:ヤシヤブシ)	カバノキ科	○						
	カツラ	カツラ科	○	ヤチダモ	モクセイ科	×						
	コブシ	モクレン科		ヤマナシ	バラ科							
	サイカチ	マメ科										

○：萌芽更新が期待できる      ×：萌芽更新が期待できない      「空欄」：データなし

※新潟県が過去に実施した「森林資源モニタリング調査」にて確認された新潟県内に生育する樹種のうち、図鑑等において高木性樹種とされる樹種を出現頻度別にまとめたもの

※萌芽能力については、「広葉樹施業の生態学」谷本文夫著及び「天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)」林野庁作成による

※ハリエンジュ(ニセアカシア)については、環境省の産業管理外来種として位置付けられており、適切な管理が必要とされている

#### 4. 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

---

##### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とします。

##### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

大規模伐採された森林や病虫害等（松くい虫）による被害を受けた海岸保安林は、天然更新が困難と認められるため、伐採後の更新方法を人工造林によるものとします。

■表 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域（大字及び林小班）	備考
該当なし	

#### 5. その他必要な事項

---

市長は、森林法第10条の9に基づき、届出書の提出をしないで立木の伐採をした者に対し、上記の方法による造林を命ずることができるものとします。

## ■ 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

### 1. 保育及び間伐に関する基本的事項

保育及び間伐については、森林の多面的機能を高めることを目的として行うものであり、これまで造成されてきた人工林及び公益的機能の発揮が高度に期待されている森林を対象に、森林を健全で活力ある状態で維持していくために行うものとしします。

### 2. 保育の種類別の標準的な方法

間伐以外の保育の標準的な方法については、下表のとおりとします。

保育の実施にあたっては、森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木の配置に配慮し、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものは保残に努めることとします。

また、下刈りでは、作業の省力化、効率化の観点から植生の繁茂状況に応じて筋刈り、坪刈りの導入や下刈り回数の削減、下刈りの実施期間の短縮も検討します。

区分	実施時期	実施回数	標準的な方法
根踏み	2年生	1回	積雪の移動や風等により造林木の根が浮き、根抜けによる枯損が懸念される場合に実施します。 植栽の翌年の融雪直後に、植えつけた苗の周辺を足でよく踏みつけます。
下刈り	2～7年生	1～2回 ／年	造林木の樹高が雑草木の高さの1.5倍程度になるまで毎年実施します。 造林木の周辺を刈払い、成長の妨げとなる雑草木を除きます。雑草木の繁茂が著しい場合は、3年生までは年2回（6月上旬と8月上旬）とすることが望ましく、それ以降は年1回（6～7月）実施します。
雪起こし	4～15年生	1回／年	積雪の移動により発生する倒木及び斜立木を、わら縄等を用いて引き起こします。 樹高が2mを超える頃から開始し、平均積雪深の2.5倍程度に達するまで、毎年融雪直後に実施します。 造林木の成長が盛んになる5月頃までに作業を終えられない場合は、作業効果が低下するので実施を見合わせます。

除伐	11～25 年生	1～3回	下刈り終了後、初回間伐までの間に雑木との競合がある場合に実施し、生育不良木及び目的外樹種を除去します。
枝打ち	11～30 年生	1～3回	良質材の生産や病害虫・雪害の防除を目的に枝を切り落とします。 樹高6mの頃に初回（枝下高2m）を実施し、その後樹高が2～3m増すごとに繰り返し行います。作業効率を重視し、原則として除伐または間伐の実施後に行います。 枝下高が生産目標の高さに達するまでを目安に実施しますが、枝下高が樹高の1/2を超えないように注意します。
つる切り	随時	適宜	造林木に巻き付くつる類を取り除く作業で、林齢に関係なく必要に応じて実施します

### 3. 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐とは、林冠がうっ閉<sup>(注1)</sup>し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法であって、伐採後一定の期間内に再び林冠がうっ閉するものをいいます。

間伐は、森林資源の質的向上を図りつつ適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率<sup>(注2)</sup>により適期に繰り返し行うものとします。

人工林において行う間伐の標準的な時期及び方法は、下表のとおりとします。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の選択も検討します。

林齢区分	実施時期	標準的な方法
うっ閉してから 標準伐期齢に 達するまでの期間	5～10年に 1回	本数伐採率を20～30%程度とし、雪害木、樹幹の不整木等から順に選定し伐採します。
標準伐期齢を 超えてから 主伐までの期間	10～20年 に1回	本数伐採率を30～40%程度とし、材としての利用も視野に入れながら伐採木を選定します。伐採木の搬出効率を考慮しつつ、残存木の適正配置を確保します。

注1 うっ閉：隣り合う立木の枝葉が触れあって、日光が直接地面まで届かなくなるような状態になること  
 注2 適切な伐採率：森林経営計画の認定基準として、森林法施行規則第38条第3項に定められている  
 間伐の基準は以下のとおり  
 「材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の初日から起算して  
 おおむね5年後において、その森林の樹幹疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると  
 認められる範囲内で実施」



間伐した林分（西蒲区）

## 4. その他保育及び間伐の基準

### (1) 間伐の目安となる収量比数<sup>(注1)</sup>

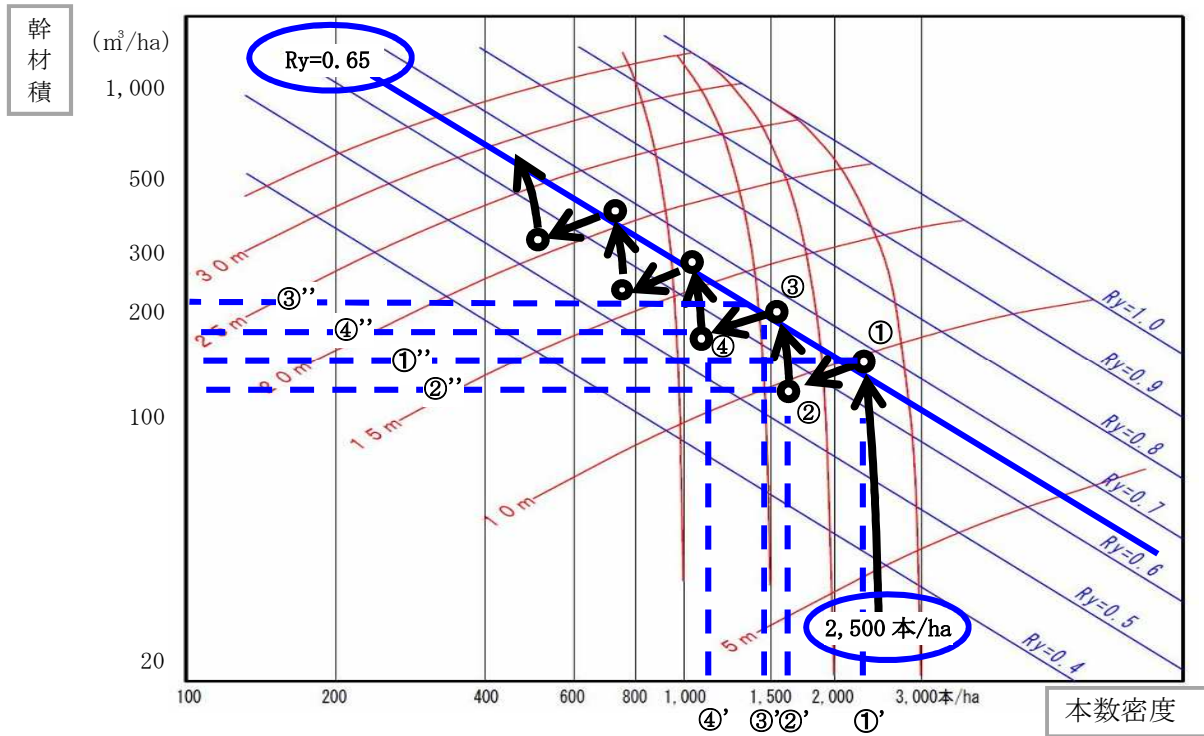
材木の生育状況により、実際に間伐が必要となる時期は森林によって異なります。前項の標準的な時期と方法によらず間伐を実施する場合には、下記の収量比数を目安とします。

密度管理図を基にした間伐の実施方法

区分	収量比数	考え方
間伐の実施時期の目安	$Ry0.65$ ~ $0.7$	収量比数が左の値を維持するように間伐を実施することを標準とします。
間伐1回あたりの伐採材積の目安	$Ry \leq 0.15$	間伐1回あたりの伐採量（材積）は左記の程度に抑え、林内の急激な環境変化を避けます。

注1 収量比数（ $Ry$ ）：ある平均樹高のときに、その林分がもてる最大の幹材積に対して90%、80%、70%などに相当する幹材積と本数密度等の関係を示す数値で、立木の混み具合を示す指標になります。

【参考】「裏東北・北陸地方スギ林分密度管理図」（抜粋）



【図の見方】

- 1 2,500本/ha植栽の場合、樹高10m程度の頃にRyが0.65を超える（①）（このとき成立本数2,340本/ha程度（図①'）、幹材積173m<sup>3</sup>/ha（図①''））。この時期に初回の間伐を実施し、残存本数を1,640本/ha程度（図②'）、幹材積142m<sup>3</sup>/ha程度（図②''）とする（このとき材積に係る伐採率は18%程度で、国が示す基準35%以下である）。
- 2 樹高12m程度に達した頃に再びRyが0.65を超えるので（図③）、2回目の間伐を実施し（このとき成立本数1,590本/ha程度（図③'）、幹材積241m<sup>3</sup>/ha（図③''））、残存本数を1,110本/ha程度（図④'）、幹材積198m<sup>3</sup>/ha程度（図④''）とする（このとき材積に係る伐採率は18%程度で、国が示す基準35%以下である）。
- 3 同様に、樹高成長にしたがって間伐実施を繰り返し、生産目標に応じた林分へ誘導する。
- 4 樹高成長が早ければ間伐実施の間隔は短く、遅ければ間隔は長くなる。

## (2) その他必要な事項

治山事業における保安林整備技術指針(新潟県治山課)に基づき、ア及びイのとおりとします。

### ア スギ人工林における複層林施業の方法に関する指針

- ・現存する健全木と侵入してくる高木性広葉樹を育成することにより、針広混交林化を図ります。
- ・若齢段階<sup>(注1)</sup>では、スギの成立している本数が1,000本/ha程度以下の場合、スギ不成績林として広葉樹の導入を検討します。
- ・若齢段階では、主林木を健全に育成し、また下層植生の育成にも配慮します。樹冠長率<sup>(注2)</sup><sup>(注3)</sup>を50%以上に保ち続けるため、収量比数が0.5~0.6程度の密度管理を実施します。
- ・成熟段階<sup>(注4)</sup>では、広葉樹の侵入や育成を促すため、収量比数が0.4~0.5程度の密度管理を実施します。

注1 若齢段階：高木性の樹種が優占して林冠が閉鎖し、個体間の競争が強くなり、下層植生が目立って少なくなる時期のこと。葉の量も増え、森林としての生産速度が最も高くなる。

注2 樹冠長率：樹木の樹冠の高さ(樹高)と、地面から樹冠が始まる高さ(胸高直径からの高さ)の比率。樹木の成長や健康状態を評価するための指標

注3 樹冠：木の上部の葉や枝が広がる部分

注4 成熟段階：樹冠同士の間隙ができて、林内が少し明るくなり、下層植生が徐々に豊かになる時期のこと。個々の樹木個体はサイズを増やし、表土の保全や生物の生息環境としての機能が徐々に増大する。

### イ 広葉樹林施業の方法に関する指針

- ・高木性広葉樹等を積極的に育成します。
- ・若齢段階前期では上層木を健全に育成するため、競合種や不良木等が主林木を被圧している状態である場合は除伐等を実施します。
- ・若齢段階後期では上層木を健全に育成するため、収量比数が0.6程度の密度管理を実施します。
- ・水源涵養機能<sup>かんよう</sup>及び山地災害防止、土壌保全の維持増進を目的とする場合には、特定の樹種にこだわらず、低層木や下層植生がよく発達した成熟段階の森林への誘導を図ることを基本とします。

### 【複層林施業における注意事項】

- ・整備が必要な広葉樹林については、主に上層間伐を強度に行って主木の成長を促すとともに、林冠の密度緩和を図り、下層植生の発達や後継となる稚樹の発生・成長を促します。
- ・また、大径木のある高齢林分では森林をより早く原生状態の構造に導くために、



上層間伐だけでなく、やや大きな林孔を造成（数本まとまった上層木の伐採・更新伐）することで、生育段階の異なったモザイク状の森林を目指します。

- ・将来の後継木となる前生稚樹の成長を阻害するササ等の草本類の繁茂が確認された場合、必要に応じて刈り出しを行い前生稚樹の成長を促します。

#### ウ 海岸マツ林の施業方法に関する指針

- ・海岸マツ林の前線部は、最も海岸に近く、潮風の影響を直接受けている場所であるので、この林分では間伐などの施業を行わず、飛砂や潮風等が林内に侵入するのを最小限に抑えるように留意します。また、海岸マツ林を保護するために、防風工などを施工します。
- ・前線部に続く林帯は、前線部によって厳しい環境から守られ、比較的林木の成長が良好となります。この林分は最も防災機能が発揮される場所でもあるので、環境保全機能が向上するように適正な密度管理を行います。
- ・防災機能を十分に発揮している海岸マツ林の内陸側の林帯は、前方の林帯に守られて、環境条件も安定してきます。この林分では常緑広葉樹や松くい虫抵抗性マツの導入も考慮し、松くい虫被害に対応した森林に改善するとともに、保健休養林としての機能も発揮させます。



西区上新栄町の保安林整備



西海岸公園に新潟県産抵抗性クロマツを植栽

## ■ 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1. 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

新潟県地域森林計画に定められた基準に従い、公益的機能別施業森林の区域を【別表1】及び【付図1】のとおり定めます。

公益的機能を高度に発揮するためには、伐期の長期化並びに伐採面積の縮小・分散が望まれます。また、不成績造林地へは積極的に広葉樹を導入するなど、針広混交林化・複層林化を図ることも大切になります。

公益的機能別施業森林の区域内においては、当該機能の維持増進を図るため、下表に定める施業方法を推進することとします。

ゾーニング区分	推進する施業の名称	具体的な基準
水土保全林（水） <sup>（注1）</sup>	伐期の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準伐期齢に10年を加えた林齢に達するまでは主伐を行わないこと</li> <li>かつ</li> <li>伐採後の更新未完了の区域が連続して20haを超えないこと</li> </ul>
水土保全林（土） <sup>（注2）</sup>	長伐期施業	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準伐期齢のおおむね2倍の林齢に達するまでは主伐を行わないこと</li> <li>かつ</li> <li>伐採後の更新未完了の区域が連続して20haを超えないこと</li> </ul>
人との共生林（快適） <sup>（注3）</sup>		
人との共生林（保健） <sup>（注4）</sup>		

※ゾーニング区分が重複する場合に推進する施業は、「長伐期施業」を優先する。

注1 水土保全林（水）：水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

注2 水土保全林（土）：土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

注3 人との共生林（快適）：快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

注4 人との共生林（保健）：保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

## 2. 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき

### 森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

新潟県地域森林計画に定められた基準＝下表＝に従い、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材生産林」という。）の区域を【別表2】及び【付図1】のとおり定めます。

このうち、人工林を中心とした林分で、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、法指定がない等の要件を満たす森林を必要に応じて「特に効率的な施業が可能な森林」に指定します。

「特に効率的な施業が可能な森林」において、人工林の皆伐を行った場合は、市の定める例外を除き、植栽による更新を行うものとします。

木材生産林の区域内にあっては、多様な需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めることとし、その目的を達成するため、優先的な路網整備や森林施業の集約化・機械化等を通じた低コストで効率的な森林整備や、木材生産を推進することとします。

なお、木材生産林が公益的機能別施業森林と重複する区域にあっては、それぞれの公益的機能別施業森林の施業の基準に従うものとします。

■表 木材の生産機能の維持を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準（新潟県地域森林計画より）

森林の区域の名称	区域の基準
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材生産を目的とする人工造林により造成された森林のうち、通常以上の樹高成長が見込める森林</li> <li>・土地の生産力が高く樹木の成長がより森林</li> <li>・道路に近く木材等の搬出に有利な森林</li> <li>・薪炭、きのご原木、粗朶等の用途に供されている森林など</li> </ul>
うち、特に効率的な施業が可能な森林の区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記に加え</li> <li>・林班単位で人工林が過半であること</li> <li>・木材等生産機能が「H」の森林が過半であること</li> <li>・林班の傾斜区分の平均が25度未満であること</li> <li>・災害の発生のおそれのない森林であること</li> <li>・法指定による制限のない森林であること</li> <li>など</li> </ul>

## ■ 第5 委託を受けて行う森林の施業 または経営の実施の促進に関する事項

### 1. 制度に関する基本的な考え方

---

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、森林経営に適した森林については意欲と能力のある森林経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成にあたっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意します。

### 2. 意向調査や経営管理権の設定対象となる森林の考え方

---

経営管理権または経営管理実施権の設定された森林または設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林または木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図ります。

施業履歴等から森林整備が特に必要な区域を定め、当該区域において、地域の実情を踏まえ、優先度の高い地域から経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を進めます。

### 3. 経営管理実施権設定の考え方

---

経営管理権を設定した森林について、林地生産力や路網整備の状況、木材の供給先の配置等から効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林は、積極的に経営管理実施権の対象とするとともに、条件不利地については、市町村森林経営管理事業による森林整備を進めることとします。

なお、傾斜や林地生産力の条件が比較的不利であっても周辺の森林と一体的な整備をすることが適当な森林は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとします。

## 4. 市町村森林経営管理事業の考え方

---

市町村森林経営管理事業を実施する場合にあつては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項（間伐及び保育の標準的な方法や公益的機能別施業森林等において推進すべき施業の方法等）に適合する施業を行います。

なお、当該事業の実施により対象森林が、効率的かつ安定的な経営管理が行われる森林として見込まれると認められる場合は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとしします。

## ■ 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1. 森林経営の集約化の促進方針

---

森林経営の意欲が高くない地域にあつては、森林所有者に代わつて、意欲と実行力ある森林組合等の林業事業体が主体的・継続的に森林経営を行えるよう、森林経営の受委託を促進します。特に木材生産林の区域内にあつては、森林経営計画が作成されるよう、新潟県と連携し必要な情報の提供及び公開並びに助言・あつせん等の支援を行つていくこととします。

また、森林経営の受委託が行われる際には、森林が面的に持続可能な状態で維持されるよう、人工林のみならず天然林も一体として保全・管理する契約内容とすることを推奨します。

### 2. 森林施業等の集約化の促進方策

---

森林施業または森林経営の受委託の受け皿となる林業事業体の育成に努めるとともに、森林所有者等に対し、森林情報の提供などの普及啓発活動等を行い、集約化を推進していくこととします。

また、林業事業体と連携し森林所有者の森林への関心を高め、集約化等に対する理解を深めていくこととします。

### 3. 森林の施業または経営の受委託を実施する上で留意すべき事項

---

長期に渡る森林施業の受委託や森林経営の受委託を行うにあつては、下記の点に留意するものとします。

- (1) 契約期間は原則10年以上とし、契約対象森林について権利の移転があつた際には速やかに契約内容の承継が行われるよう、その方法をあらかじめ明確にしておくこと。
- (2) 契約に基づき受託者が使用を認められた施設及び受託者が設置した施設について、その維持運営の方法をあらかじめ明確にしておくこと。

## ■ 第7 作業路網その他森林の整備のために 必要な施設の整備に関する事項

### 1. 作業路網の整備に関する基本的事項

---

路網の整備は、地形・地質・林況の地域の特性に応じて、適正な規模の路線を計画的に配置するよう努めることとします。

具体的には、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な林業施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」を適切に組み合わせ、開設や既存の路線等も活用した改良を行うこととします。

また、路網の整備にあたっては、適切な規格・構造を確保する必要があることから、林道規程、新潟県森林作業道作設指針、新潟県森林作業道開設基準等によることとします。

### 2. 林道及び林業専用道に関する事項

---

#### ア 林道及び林業専用道の作設に係る留意点

林道及び林業専用道は、路網の骨格としての役割を担うことから、開設にあたっては、一般車両の利用にも配慮しながら、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化等、耐久性と経済性を両立しつつ、木材の輸送コストの縮減を目指すこととします。

林道の改良にあたっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図ります。

また、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員、土場や排水施設などの適切な設置等、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

#### イ 林道及び林業専用道整備の水準

林道及び林業専用道については、森林施業に合わせて、かつ地域の要望があった場合に、次頁に記載の水準を考慮し整備を進めます。

作業システム別 林道及び林業専用道整備の水準 (地域森林計画から抜粋)			
区 分		路網密度 (基幹路網)	
車両系	緩傾斜地 (0°~15°)	110	(35) m/ha以上
	中傾斜地 (15°~30°)	85	(25) m/ha以上
	急傾斜地 (30°~35°)	60<50>	(15) m/ha以上
架線系	中傾斜地 (15°~30°)	25	(25) m/ha以上
	急傾斜地 (30°~35°)	20<15>	(15) m/ha以上
	急峻地 (35°~)	5	(5) m/ha以上

※ <> 書きは育成複層林へ誘導する森林における路網密度

### 3. 森林作業道に関する事項

木材生産林の区域内にあっては、木材の搬出を伴う間伐及び多様な森林への誘導を目的とする施業を効果的かつ効率的に実施するため、森林作業道の整備を必要に応じて推進することとします。

なお、森林作業道は、植栽から伐採に至る長期間の効率的な施業の実効性を確保する役目を担うことから、開設にあたっては、高性能林業機械の導入を前提に、耐久性があり林道や土場等と有機的に連結するよう線形や規格・構造に配慮することとします。



林内路網開設 (西蒲区)



## ■ 第 8 その他必要な事項

### 1. 林産物の利用促進に関する事項

木材の利用については、「新潟市建築物等における木材の利用の促進に関する方針」（平成24年1月策定）」に則り、市有施設の整備において市産材及び県産材の利用に努めるとともに、多くの市民が利用する公共的施設または商業施設、子育て・教育施設に対する木造化・木質化支援を継続し、さらなる利用促進を図ります。

また、国内市場で最初に木材の譲り受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量が増加するよう制度の普及を行うこととします。

品質が確保された市産材及び県産材利用に関する流通及び製品等に関する情報の収集・提供に努め、市民に向けて、木材の優れた特徴のPRや、事業者らの連携した取組を支援することなどにより、市産材・県産材等の利用拡大を促進します。



R5 年度に木造で整備した山潟コミュニティハウス（中央区）の ①外観 ②フリースペース

## Ⅲ. 森林の保護に関する事項

### 1. 森林病害虫の駆除または予防の方法等

森林病害虫等の駆除または予防については、次の指針に沿って病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めるものとします。

#### (1) 松くい虫被害対策

松くい虫被害対策については、森林病害虫等防除法に基づき、森林をその有する機能において区分し、公益的機能の高い保全すべき松林においては、被害の沈静化を図れるよう、薬剤散布や伐倒駆除等の対策を講じることとします。

区分	松林区分	対策の内容
保全すべき松林	高度公益機能森林及び地区保全森林	①予防事業 薬剤散布、樹幹注入等 ②駆除事業 伐倒駆除、特別伐倒駆除等 ③衛生伐等森林整備事業



①②無人ヘリによる防除 ③伐倒くん蒸

## (2) ナラ枯れ被害対策

ナラ枯れ被害対策については、森林病虫害等防除法に基づき、公益的機能の高い保全すべきナラ林において、予防事業や駆除事業等の対策を講じることとします。

## 2. 鳥獣害の防止に関する事項

---

鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害防止の方法  
設定なし

## 3. 森林火災の予防の方法

---

林野火災の予防のため、防火標識等の施設を適切に設置するなど注意喚起に努めることとします。

また、火災等の森林被害については、的確な対策業務の推進に資するため、森林の巡視活動の推進に努めることとします。

## 4. 火入れを実施する場合の留意事項

---

森林法第21条に定めるところにより、森林又は森林に隣接する原野等において火入れを実施する場合には、「新潟市火入れに関する条例」（昭和60年条例第50号）の規定に従うものとしします。

## 5. 伐採を促進すべき森林の所在

---

該当なし

## IV. 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1. 保健機能森林の区域

---

該当なし

## V. その他森林の整備のために必要な事項

### 1. 森林経営計画の作成に関する事項

---

森林経営計画を作成するにあたっては、新潟県地域森林計画及び本計画の記載事項に留意して適切に計画するものとします。また、持続可能な森林経営を効率的に行うことと、森林の有する多面的機能を面的に発揮させることを目的とした計画の作成を促進します。

ついでには、路網の整備状況やその他地域の状況からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域を【別表3】及び【付図2】のとおりに定めます。

### 2. 森林の総合利用の推進に関する事項

---

にいつ丘陵及び角田山・多宝山及び海岸林は、災害防止や水源涵養、空気の清浄化、生物の生育、美しい景観保持といった環境保全機能や、市民に対する保健・休養機能を有しています。そこで、本市はこれらの森林を「都市近郊林」として位置づけ、保全活用基本計画を定め、一層の利用促進に努めていきます。

「にいつ丘陵里山保全活用基本計画（平成18年3月策定）」

「角田山・多宝山保全活用基本計画（平成21年3月策定）」

「新潟市北区海岸林保全計画（平成25年3月策定）」

「新潟市北区海岸林保全計画第2期（令和6年1月策定）」

「新潟西海岸賑わい創出プラン（平成27年3月策定）」

### 3. 住民参加による森林整備の推進に関する事項

---

地域住民や森林整備ボランティア団体等が行う、森林づくり活動や里山の維持管理活動といった、森林に関するさまざまな活動が円滑に行われるよう、必要に応じて支援や助言を行い、活動が活性化するよう努めていきます。

また、にいつ丘陵、角田山・多宝山及び海岸林は、都市近郊の自然を学ぶ森林として、公園・遊歩道が整備されており、市民をはじめ近郊の市町村から人々が訪れています。

植物や野鳥等の観察等を通じて森林に親しむ気運の高まりに併せるように、森林に関わる人々及び地域住民等による森林整備活動への参加を一層促進していきます。



西海岸公園でのクロマツ苗木植樹



森林整備ボランティアを対象とした安全講習会

#### 4. 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理制度に基づく経営管理権が設定された森林は、下表のとおりであり、この森林は、計画期間内に新潟市森林経営管理事業により森林整備を推進します。

■表 経営管理権設定森林

区域	設定年度	面積	作業種
西蒲区平沢	令和5年度	11.36ha	間伐

対象森林において、自然条件等が極めて悪い森林については、針葉樹と広葉樹が混在する複層林化を図るなど、維持管理に費用や手間を要さない自然に近い森林に誘導することとします。

今後の経済状況等次第では林業経営が十分に可能となり得るような森林については、間伐により林業経営が再開し得るように環境を維持するような経営管理を行います。

#### 5. その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、公益的施業別森林の区分に関わらず当該制限に従って、施業するものとします。

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる森林の土地において、制度を厳正に運用します。

## VI. 別表・参考資料

【別表1】公益的機能別施業森林の種類別の区域

ゾーニング区分	推進する	森林の区域 (林小班番号)	面積 (ha)
	施業別の区分		
水土保全林 (水)	伐期の延長	(西蒲区 岩室地区) 13-1~7、14-1~3、15-1~8、16-1~3、 17-1~6、18-1~9、19-1~5、20-1~5	350.48
		(秋葉区 新津地区) 7-3~14、8-1~15、11-1~12、12-1~15、 13-1~18	256.96
			小計 607.44
水土保全林 (土)	長伐期施業	(西蒲区 巻地区) 13-1~10、14-1~6、29-1~5、35-1~7	263.67
		(西蒲区 岩室地区) 3-1~5、4-1~12、7-1~14、8-1~10、 9-1~6、10-1~14、11-1~9、12-1~7、 22-1~16、23-1~11、28-1~14、 29-1~12、30-1~8、31-1~16	780.79
		(秋葉区 新津地区) 3-1~4・10~14、4-1~12、5-1~10 6-2~4・8~18、9-1~12、10-1~12 15-2・5・7~13、16-1~4、17-1~5 18-1~14、19-1~6、24-1~7	545.34
		(秋葉区 小須戸地区) 1-1~4、2-1~4、3-1・3・4・5、 5-1~10、6-1~5、7-1~8	233.95
			小計 1,823.75
人との共生林 (快適)	長伐期施業	(西蒲区 巻地区) 15-4~27	133.78
		(北区 新潟地区) 1-1~9、2-3、3-6~11、5-1~6、6-1~3、 9-9~15、10-1	141.52
		(西区 新潟地区) 15-2~11、16-1、17-1、18-1~3、19-1~2、 20-1~4、23-1~5	190.68
		(西区 巻地区) 2-1,2,4,5、3-1~4	60.21
			小計 526.19

人との共生林 (保健)	長伐期施業	(北区 新潟地区) 3-1~5、9-1~8	87.15
		(中央区 新潟地区) 13-1~4、14-1~2	57.92
		(西区 新潟地区) 15-1、16-2、26-1~4、29-1~2	15.46
		(西区 巻地区) 2-3	9.61
		(西蒲区 巻地区) 7-1~3、8-1~16、9-1~6、10-1~8、 11-1~5、12-1~7、15-1~27、16-1~7、 17-1~5、18-1~7、19-1~8、20-1~4、 21-1~6、22-1~3、23-1~4、24-1~4、 25-1~9、26-1~10、27-1~4、28-1~4、 30-1~5、31-1~3、33-1~8、34-1~10、 36-1~5	1,395.73
		(西蒲区 岩室地区) 1-1~10、2-1~6、5-1~5、6-1~8、 21-1~8、24-1~5、25-1~6、26-1~9、 27-1~9	349.15
		(秋葉区 新津地区) 1-1~16・24・25、2-1~12 20-1~10、21-1~11、22-1~5、23-1~7	279.00
			小計 2,194.02



【別表2】木材生産林の区域

ゾーニング区分	森林の区域 (林小班番号)	面積 (ha)
木材生産林	(西蒲区 巻地区) 25-1~9、26-1~10、27-1~4、28-1~4、 29-1~5、30-1~5、33-1~8、34-1~10、 35-1~7、36-1~5	567.99
	(西蒲区 岩室地区) 21-1~8、22-1~16、23-1~11、 24-1~5、25-1~6、26-1~9、27-1~9、 28-1~14、29-1~12、30-1~8、31-1~16	509.99
	(秋葉区 新津地区) 3-1~4、3-10~14、4-1~12、5-1~10、 6-8~14、7-1~15、8-1~12、9-7~12、 20-1~10、21-1~11、22-1~5	411.73
	(秋葉区 小須戸地区) 3-1・3・4・5、5-1~10	84.44
	小計	1,574.15
特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

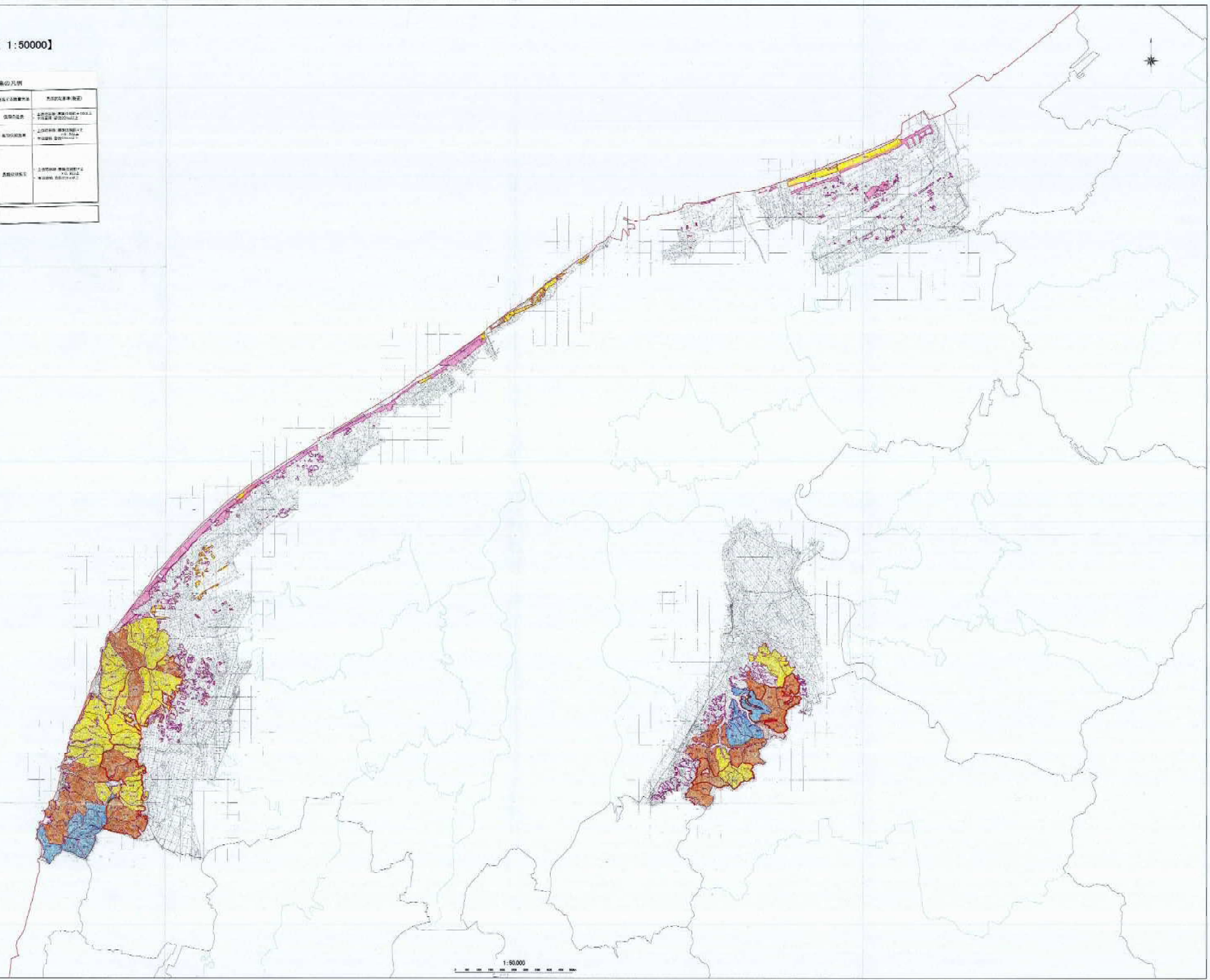
【別表3】森林経営計画（区域計画）に対応した区域

区	森林の区域		区域面積 (ha)
	区域名	林小班番号	
北, 東, 中央, 西	新潟・豊栄	201-1~29, 221-1~3, 345-3	641.66
秋葉	秋葉	207-1~6	379.51
	金津	207-7~24	778.69
	矢代田	321-1~8	300.75
西蒲	巻1	345-1~2, 345-4~7, 345-15	237.54
	巻2	345-8~14, 345-16, 345-35~39	542.13
	巻3	345-17~24	455.68
	巻4	345-25~34, 345-40~41	595.81
	岩室1	341-1~4	215.59
	岩室2	341-6~20	736.79
	岩室3	341-21~24	204.11
	岩室4	341-5, 341-25~31	323.93
合計			5,412.19

付図 1 計画対象区域、ゾーニング区分

新潟市森林計画図【A0版 1:50000】

ゾーニング及び関連する法令の凡例			
色	ゾーニングの種別	関係する法令/方法	関係する法令/種別
青	市立公園用地 公園用地(公園法第10条第1項第1号) 公園用地(公園法第10条第1項第2号)	公園法	公園法(公園法第10条第1項第1号・第2号)
赤	市立体育施設用地 市立体育施設用地(公園法第10条第1項第3号)	公園法	公園法(公園法第10条第1項第3号)
黄	市立体育施設用地 市立体育施設用地(公園法第10条第1項第3号)	公園法	公園法(公園法第10条第1項第3号)
緑	市立体育施設用地 市立体育施設用地(公園法第10条第1項第3号)	公園法	公園法(公園法第10条第1項第3号)
紫	市立体育施設用地 市立体育施設用地(公園法第10条第1項第3号)	公園法	公園法(公園法第10条第1項第3号)
白	市立体育施設用地 市立体育施設用地(公園法第10条第1項第3号)	公園法	公園法(公園法第10条第1項第3号)
黒	市立体育施設用地 市立体育施設用地(公園法第10条第1項第3号)	公園法	公園法(公園法第10条第1項第3号)
赤	市立体育施設用地 市立体育施設用地(公園法第10条第1項第3号)	公園法	公園法(公園法第10条第1項第3号)
黄	市立体育施設用地 市立体育施設用地(公園法第10条第1項第3号)	公園法	公園法(公園法第10条第1項第3号)
緑	市立体育施設用地 市立体育施設用地(公園法第10条第1項第3号)	公園法	公園法(公園法第10条第1項第3号)
紫	市立体育施設用地 市立体育施設用地(公園法第10条第1項第3号)	公園法	公園法(公園法第10条第1項第3号)
白	市立体育施設用地 市立体育施設用地(公園法第10条第1項第3号)	公園法	公園法(公園法第10条第1項第3号)
黒	市立体育施設用地 市立体育施設用地(公園法第10条第1項第3号)	公園法	公園法(公園法第10条第1項第3号)



1:50,000

【付図2】

凡 例

森林経営計画(区域計画)に対応した区域

表示	区域名	林小班番号
	新潟・豊栄	201-1~29, 221-1~3, 345-3
	秋葉	207-1~6
	金津	207-7~24
	矢代田	321-1~8
	巻1	345-1~2, 345-4~7, 345-15
	巻2	345-8~14, 345-16, 345-35~39
	巻3	345-17~24
	巻4	345-25~34, 345-40~41
	岩室1	341-1~4
	岩室2	341-6~20
	岩室3	341-21~24
	岩室4	341-5, 341-25~31

